計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

25　道府県は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第五十五条の二第一項中「条約（」を「租税条約（」に改める。

第六十三条第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第四項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第六十五条第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第五十六条第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十五条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第六十五条に次の二項を加える。

5　第五十六条第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十五条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十二条第一号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同条第五号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に、「この法律の施行地に本店」を「国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）に本店」に、「又はこの法律の施行地」を「又は国内」に改め、「定められたもの」の下に「（国内にあるものに限る。）」を加え、同号イ中「この法律の施行地」を「国内」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第七十二条第五号ハ中「この法律の施行地」を「国内」に改める。

第七十二条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加え、同条第八項第一号及び第三号中「普通に」を「通常」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　船舶定係場業

第七十二条の二第九項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十六から第七十二条の三十八まで」を「第七十二条の三十七、第七十二条の三十八」に改め、同条第三項及び第七項中「にあつては」を「には」に改め、同条第八項の表第七十二条の三十五第一項の項を削る。

第七十二条の二十三第一項各号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加え、同項第四号中「によつて」を「により」に改め、「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加え、同項第五号及び第六号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「その」を「当該」に改める。

第七十二条の三十五及び第七十二条の三十六を次のように改める。

第七十二条の三十五及び第七十二条の三十六　削除

第七十二条の三十九の二第一項中「条約（」を「租税条約（」に改める。

第七十二条の四十五の二中「第七十二条の二十八第二項又は」を「これらの規定を第七十二条の二十八第二項及び」に、「本条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第七十二条の四十四第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第七十二条の四十五の二第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出し